

荒川区聴覚障害者協会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は荒川区聴覚障害者協会（略称：荒聴協）という。
第2条 本会の事務所は、東京都荒川区に置く。

第2章 目的及び事業

- 第3条 本会は、荒川区居住の聴覚に障害を持つ者どうしの互助と親交を通して、聴覚障害者の自立と社会参加を推進し、もって荒川区の福祉と文化の向上に寄与することを目的とする。
第4条 本会は前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。
○聴覚障害者の社会福祉・情報保障に関すること
○聴覚障害者の文化教養に関すること
○社会啓発に関すること
○社会奉仕に関すること
○手話通訳に関すること
○その他本会の目的達成に必要と認める事業を行う

第3章 会 員

- 第5条 本会の会員は次の3種類とする。但し、イ．以外は選挙権を有しない。
尚、会費については別に定める。
イ．正 会 員＝荒川区に居住する聴覚障害者（但し、区高齢会員は70才以上とする）
ロ．会 友＝荒川区外に居住する聴覚障害者
但し、本人の居住する聴覚障害者団体に入会している事。
ハ．賛助会員＝聴覚障害者に理解ある一般社会人
第6条 会員にして本会の名誉を汚し、又は、本会の目的に反するような行為をした者は、理事会の審議を経て、総会の決議により除名することができる。

第4章 役 員

- 第7条 本会に次の役員をおく。
会長 1名 副会長 1～2名 理事 3名以上10名以内 監事 1～2名
第8条 役員任期は2年とする。再任は妨げない。
但し、補欠により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。
第9条 会長及び副会長は、理事会において理事の互選により選出し、理事及び監事は、総会において選出する。選挙方法は別に定める。
第10条 本会の職務は次の通りとする。
1. 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。また総会・理事会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故または欠けたときはその職務を代行する。
3. 理事は理事会を構成し、会務を執行する。
4. 理事は守秘義務に伴う事項は口外しない。
第11条 本会には、理事会の決議を経て、若干名の顧問、相談役をおくことができる。
第12条 監事は、本会の業務及び会計を監査する。他の役職の兼任はできない。
第13条 本会は理事会の決議を経て、正会員の中から選出した推薦理事を若干名おくことができる。

第5章 会 議

- 第14条 本会の会議は、総会と理事会の2種類とする。
- 第15条 総会は年1回開催し、当年度の事業報告、会計報告及び次年度の事業計画案と予算案の審議を行う。
- 第16条 会長が必要と認めた時又は理事の3分の2以上の要求があった時は、臨時総会を開くことができる。
- 第17条 総会は、委任を含む正会員の過半数の出席で成立する。
- 第18条 総会の議決は、出席正会員の過半数で決めるが、可否同数の時は、議長が決める。

第6章 会 計

- 第19条 本会の会計は、会費、事業収入、寄附金、助成金、その他の雑収入をもってあてる。
- 第20条 会計は、監事の監査を経て、総会に報告しなければならない。
- 第21条 本会の会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月28日(閏年は29日)までとする。

第7章 附 則

- 第22条 本会則は、理事の3分の2以上の賛成を得た上で総会に提議し、総会の議決を経て改廃することができる。
- 第23条 本会則の施行にあたって必要な細則は、理事会の議決を経て会長がこれを定める。
- 第24条 本会則は、昭和54年7月17日より発効する。
1. 本会則は、昭和59年3月25日に一部改正。
 2. 平成元年3月26日に、本会則の第5条のハ、の特別会員を賛助会員に改正。
 3. 平成11年3月28日に、本会則の第21条の日付を改正。
 4. 平成11年5月20日に、本会則の第5条の一部を改正。
 5. 平成22年3月14日に、本会則の第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第10条、第15条、第16条、第17条、第19条、第21条、細則(1)を一部改正。
 6. 平成28年2月28日に、慶弔費を廃止。
 7. 平成30年3月11日に、本会則の第5条、第7条の一部を改正。
 8. 令和5年6月14日に、本会則の第2条の一部を改正。